

住民意見の計画への反映について（今後の進め方）

まちづくり基本計画の策定にあたり、住民の意見を計画案に反映させるため、地区意見交換を下記のとおり行う。

記

< 意見交換の進め方 >

治水計画の基本的説明

- ・必要に応じて治水計画の基本的な説明も実施する。

まちづくり計画の意見交換

- ・作業部会の計画案や堤防形状案を提示して、地区住民との意見交換を行い、住民の意見を反映させた計画づくりに繋げる。

- ・地区意見交換は、地区役員だけでなく、住民単位で実施する。

- ・地区意見交換の進め方については、作業部会の助言を受けながら、各地域の自治会と相談し、地区の事情を踏まえた多様な進め方を工夫する。

（例）作業部会委員が戸別訪問により住民意見を聴く方式

地域が主体となって地区意見形成を行う方式 等

- ・地区住民の船上視察など、現状と計画の住民理解の促進に努める。

< 意見交換結果の共有 >

- ・これまで実施した意見交換で、住民との意見交換結果の共有が必要と確認されたので、「大橋川まちづくりだより」による意見交換結果の報告を沿川の地区毎（ ）に行う。

大橋川の上・中・下流・北岸・南岸などの地域毎（資料3：3ページ参照）

- ・「大橋川まちづくりだより」は委員会事務局が発行する。